

国民年金保険料が変わりました

平成18年度保険料は月額……**13,860円**

平成17年4月から、年金の保険料が段階的に引き上げられています。



保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

保険料のお得情報(安心・便利・確実)

★納付書でのお支払い

■納付書

国(社会保険庁)から送付される納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア(一部取扱いを行っていないところがあります)・農協・社会保険事務所などで納めてください。

納付書には、「1年前納」「半年前納(前期・後期)」の納付書もついていますので、ご都合にあわせてご利用ください。前納すると、保険料が割引かれ大変お得です。

●毎月納めた場合

13,860円×12ヶ月

＝166,320円

●前納(1年)した場合

一括163,370円

(2,950円割引)

●前納(6ヵ月)した場合

一括82,480円

(680円割引)

★口座振替でのお支払い

■口座振替

口座振替(当月分保険料を翌月末引落とし)にすると、保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れから年金が受けられなくな

ることもありませので、とても便利で確実です。

●申し込み

全国の金融機関・郵便局・農協または社会保険事務所の窓口にて

①預貯金通帳

②通帳印

③納付書

をお持ちのうえ、「口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入してお申し込みください。

申出書は保健医療課(国保年金係)及び各支所(市民生活係)にあります。

■口座振替早割

この早割制度(当月分保険料を当月末引落とし)を利用すると、50円が割引されます。

ただし、早割制度を利用する場合は、初回の口座振替のときは、2ヵ月分の保険料が引落しになります。すでに口座振替を利用されている方も、早割制度をご希望される場合は、再度申し込みが必要で、手続きには日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

●月額13,860円

↓月額13,810円

■問い合わせ

保健医療課国保年金係

☎0824-73-1158

西城支所市民課民生生活係

☎0824-82-2124

東城支所市民課民生生活係

☎08477-2-5126

口和支所市民課民生生活係

平成18年4月より、併給の選択肢が広がりました。

65歳以後の年金(障害基礎年金)の併給

障害をもちながら働いたことが評価される仕組みにするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択が可能になりました。「障害基礎年金+老齢厚生年金」という選択を可能にすることで、働いた期間が年金額に反映されます。また、遺族厚生年金を受ける権利を有している場合は、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせも可能です。併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

年金受取額が変わりました

国民年金制度は、3つの基礎年金の中から一人一年金受給します。

障害が残ったら……障害基礎年金

- 年金額は 1級……990,100円
- 2級……792,100円

一家の働き手を亡くしたら……遺族基礎年金

- 子(1人の場合)のある妻……1,020,000円
- 子(本人のみの場合)……792,100円

65歳になったときから……老齢基礎年金

- 老齢基礎年金の満額は年額……792,100円

ただし、これは60歳になるまでの40年間について全て保険料を納めた場合の金額です。保険料の未納期間や免除を受けた期間などがある場合は、計算式により年金額が減額されます。

- ☎0824-87-2112
- 高野支所市民課民生生活係
- ☎0824-86-2115
- 比和支所市民課民生生活係
- ☎0824-85-3001
- 総領支所市民課民生生活係
- ☎0824-88-3063